

有 料 職 業 紹 介 手 数 料 表

1. 映像制作、編集技術職とも同一の手数料及び利率とする
2. 手数料率または手数料の高い方を基準とする
3. 6ヶ月以上派遣後の場合は、双方協議の上で金額を決めるものとする
4. 紹介手数料及び払戻金は下記のとおりとする

<紹介手数料>

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の(労働条件通知書等に記載額)

・紹介手数料: 50%

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金の(労働条件通知書等に記載額)、
または、1年未満の場合は、雇用期間の月数での

・紹介手数料: 50%

◎ 紹介手数料負担者は求人者 ◎ 消費税は外税とする

<返戻金制度>

(紹介により求職者が就職後早期に退職した場合手数料の一部を払戻す)

詳細については求人者及び関係雇用主との契約書にて取り交わすものとする。

①入社後1か月未満に雇用契約が終了した場合	50%
②入社後1か月以上2か月未満に雇用契約が終了した場合	30%
③入社後2か月以上3か月未満に雇用契約が終了した場合	20%
④入社後3か月以上勤務が継続し終了した場合	0%

許可番号: 13-ユ-303305

事業所名称: 株式会社マーベル

所在地: 東京都渋谷区南平台町2-6南平台ヒルス401号